

の配置に対し、最初は十都市についての防衛網を構成する。しかし、それが実現する以前に、ソ連が東ヨーロッパに軍事的影響を擴張する動きが現れる。そこで、西側諸国は自らの防衛網を強化する一方で、ソ連に対する対抗意識も高まる。この状況下で、米国は「冷戦」の観点から、ソ連に対する抑止論を提唱する。これは、ソ連が攻撃的行動を起こさないことを保証するための理論であり、その核心となるのが「核抑止力」である。一方で、ソ連は自らの防衛を確保するため、「核拡散」を防ぐ方針を採る。この対立によって、東西冷戦が勃発する。

アメリカの抑止システムをより強くすること、それから偶発的、もしくは無分別な攻撃に対する防衛を強化すること、こういうような三點がその目的あるいは理由として取り上げられておるわけでございまして、そのときどきの各国のこの種の組織の強化ということをにらみ合わせて、こちらも抑止力を高めていく、それに即応して柔軟性のあるような計画であると、こういうことから見ますると、私は第二撃力というものを中心にして、抑止力というものはより高くなつたものだ、こう見るのが妥当ではなかろうかと思うわけでございます。そしてまた中には、こうやりましても必ずしも完全なものはありませんので、今後におきましても、情勢の変化に即応してまた考えていかなければならぬといふようなことも、大統領の質疑応答等にもあらわれておるようでございましょう、それらを総合して、私どもは、先ほど申しましたような判断に立つたわけでございます。

ります。まあ、精神についてはほつこうである。それから、条約の内容については、かねがね日本側としても、何といいますか、グッドハブ・カンパニーの一つとして、いろいろの点から、もつともうありたいという意見は、ずいぶん国際場裏にも出してきたわけでございます。その中の一部を取り上げられておりますけれども、十分には日本の方といふものは取り上げられていませんから、そういうことを含めまして、今後どるべき措置について、もう少し検討の期間を置いておうがいいのではなかろうか、かように考えておられます。

○北村鷗君　いまの核拡散防止条約に対するなえ方は、まあ非核国としての日本の権利といふのが、西ドイツが言つているように、認められたいというところに、いま大臣のもう少し情勢をしてというのはあるだろうと思うんです。しかし趣旨、精神においては賛成だと、こうおっしゃるその精神は何かといえば、第六条で言つておる、アメリカとソビエトの二大核保有国の無制限な競争というものを固定化する、今日以上競争をさせない、固定化するということに、私は大きな核拡散防止条約の精神があると思うんです。これが拡散防止——ほかの国は持つていなければ、この核保有国五カ国以外は拡散しない。持つているものは無限に競争をやつて強大にしていい、の理屈は私は成り立たないと思います。

そういう意味において、横に拡散することを止めると同時に、縦の拡散も防止する、これが拡散防止条約の精神ではないですか。それがひいては拡散防止条約から核軍縮にいき、核完全軍縮ですよ。しかし、これは有名なラップ博士の記事などに、二撃力を持つので、核拡散には発展しないだろう。また、抑止力が強化されるだろうというふうなことは、いまおっしゃるとおり言つているのです。

翌日の朝日新聞にちゃんと出ている。ラップ博士はこの考え方について、法律的には核拡散の条項には触れないかもしれないけれども、精神においては明らかに触れるということを言っておられますね。したがって、私は、ニクソンの言っていることそれ自体が全部正しいとは考へておらないのです。そういう意味において、いまの核二大国のアメリカとソビエトが、ABMを配置したならば、それをなおかつぐり抜けて、攻撃可能な方向へ拡大していく、核競争が行なわれていくことは考えられるのです。そういう意味において、これは決して私は核拡散防止条約の精神に合致しておらない。ニクソンの言うように、核の拡大にならないということの証明には何らの裏づけもない、私はそう思っている。したがって、今日核保有国のアメリカとソビエトは、もうこれはけた達に格上とする、そういう性質のものなのだ。だからABM網が設けられるということによって二国間の対立が強化されるから、抑止力はさらに強化されるのだということにはならないと思うのです。そういう点については、私は、ニクソンが言ったから、新聞記者と会見をやって出でるから、そういう情報だけで、簡単に日本政府が、ニクソンの言つておるとおりだということでは、これは私やはり対米従属の外交だといわれても、オウム返しに、一日か二日、まだろくな情報がないうちに、ニクソンがそう言つておるのだからそうであらう、こういうことを国会で答弁するということについては、私は大いに問題があると思うのです。先ほど答弁ありましたように、まだはつきりしたこととはわからないけれども、という前提があるということでありますけれども、私は軽率にこの重大な問題について、ニクソンが言つておるから正しいのだろうという論法では、私は納得できぬい、こう思うのです。どうですか。大臣のこの問

題についての答弁について、そういう意味において私は納得していないのです。見解を承りたい。

○國務大臣(愛知揆一君) 北村議員のお説の前段については、私も同感いたしました。ということは、拡散防止条約の、まあ精神というか、この条約のいまの案文というものについては、私は全面的に賛成はいたしかねます。もつともと核軍縮というようなところにいくだけの考え方というか、今後のプロセスがもう少し明確になっていなければいけないと私は思うのです。そうでなければ、ほんとうの目的といふものは達成できないのじやないかと思いますが、とにかくそういう方向にいておるという精神については同感なんです。しかし、これは理想論とやはり現実的なものの見方、考え方というものをやはり分けて考えなければいけないのではないかと思います。私どもの、ことに日本の立場から言えば、核というものに対しでは一つの、何といいますか、独特なユニークな考え方を持つておる国民としましては、やはり理想というものは一つ明確に持つておるはずだと思います。しかし、現実の事態は、理想だけを言つておるわけにはいかないので、過去十数年の実績からいましても、私どもとしては、安保体制といふものが日本の安全に非常に寄与しておる、これを続けるべきであろう。したがつて日米安保条約を今後も継続をいたしますということが、まあ御批判はいろいろございましょうが、現内閣の基本方針でございます。その考え方の内容といふのは、やはり現実にも米ソの対立というか、あるいは東西の対立という、この現実の状況を踏まえて、アメリカの抑止力というものが高いほうより安全であるという見地に立つております。そういう見地からすれば、アメリカの抑止力というものが、先ほど申しましたように、今後とも他国との進歩に相応じて、抑止力の体制といふものが強いほう、現実の問題として望ましい。そういう角度から、このニクソン大統領の発表とか、あるいは応答とかを見てみますと、日米安保体制の一つの当事者であるアメリカ側が、こういうわけ

で、抑止力はさらに強まつたということを言っておることに対しては、私はそのとおり受け取つて間違いないのではなかろうかと思います。そういう考え方から、とりあえす意見を御質問に対して申し上げたのであります。なお、このABMと申しますのが、今回の新しい計画に対し国際的にどういう反響を受けるであろうか、あるいは、どういう反応があろうかということについては、十分われわれもいたしましても、常に検討を怠らない、ということが必要かと思いますが、私もこの計画の発表に際し、当事国であるところの国の立場といふものに対して、この大統領の声明がどうであるとか、ここはどういうふうに思うかということを、いまにわざにコメントすることは、それは考え方の方といふものをやはり分けて考えなければいけないのではないかと思います。私どもの、これまで、太平洋に面したほうまでABM網をつくるのだ、こういうことであれでしよう、アメリカの北極に面する方面からじやなしに、南のほうは、非常に強い圧力がある。アーポロ計画が一応終わられるのだと、二大対立のもとにおいて、現実には核競争が行なわれている、これも事実であります。しかしながら、今日このABM網の配置といふものを決定したという裏には、これはやはり見のがせない、産軍複合体の、いわゆる産業界からいうものが日本に非常に寄与しておる、これがを続けるべきであろう。したがつて日米安保条約を今後も継続をいたしますということが、まあ御批判はいろいろございましょうが、現内閣の基の計画で四百億ドル。しかもスプリントミサイル網といふのは、都市まで含めば四百億ドル、最初のがせない、産軍複合体の、いわゆる産業界からいうものが日本に非常に寄与しておる、これがを続けるべきであるという見地に立つております。そういった見地からすれば、アーポロ計画が一応終わるからABM網といふものを設けるのですから、これはアメリカ一国の防衛のためにでしょう。したがつて、かりにこの問題が、ほかの国々に抑止力なり何なりといふものが強化されたといふけれども、強化されてもなおかつむちやくするものが、あるからABM網といふものを設けるのですから、これはアメリカ一国でござりますから、しかもそれはアメリカの防衛のためでありますから、これはもう先ほどもお尋ねでござりますが、まず第一に、私どもは核を持たない、核に対する国民的な考え方といふのは世界独特のものである、これはもう先ほども申し上げましたとおりでございます。それだからこそ現実の国際情勢の中に対処していくには、補完的に安保条約に、抑止力にたよるという方が現在の最もよき選択であるといふ考え方私が私どもの考え方です。したがつていまお話しのように、これはなるほど見ようによれば、アメリカ自身の防衛のためであり、あるいは安全のためであると、いう見方もできるかもしれません、その日米安保条約の相手国であるアメリカ自身が抑止力が強くなるということは、現状においては——理想論はともかくとして、現状においては、われわれとてはそのほうが、強くなるほうがよろしい、そういう点からいって、私はこの考え方ABMのことを設けないという、これはいかぬというふうに思つておるのではないかという意見すら出でている

○北村暢君 いまあなたがおっしゃいますけれども、ほんとうに二撃力が強化され、核抑止力が強化されるのだ。二大対立のもとにおいて、現実には核競争が行なわれている、これも事実であります。しかしながら、今日このABM網の配置といふものを決定したという裏には、これはやはり見のがせない、産軍複合体の、いわゆる産業界からいうものが日本に非常に寄与しておる、これがを続けるべきであるという見地に立つております。そういった見地からすれば、アーポロ計画が一応終わるからABM網といふものを設けるのですから、これはアメリカ一国でござりますから、しかもそれはアメリカの防衛のためでありますから、これはもう先ほどもお尋ねでござりますが、まず第一に、私どもは核を持たない、核に対する国民的な考え方といふのは世界独特のものである、これはもう先ほども申し上げましたとおりでございます。それだからこそ現実の国際情勢の中に対処していくには、補完的に安保条約に、抑止力にたよるという方が現在の最もよき選択であるといふ考え方私が私どもの考え方です。したがつていまお話しのように、これはなるほど見ようによれば、アメリカ自身の防衛のためであり、あるいは安全のためであると、いう見方もできるかもしれません、その日米安保条約の相手国であるアメリカ自身が抑止力が強くなるということは、現状においては——理想論はともかくとして、現状においては、われわれとしてはそのほうが、強くなるほうがよろしい、そういう点からいって、私はこの考え方ABMのことを設けないという、これはいかぬというふうに思つておるのではないかという意見すら出でている

○國務大臣(愛知揆一君) いろいろの角度からの意見でござりますが、まず第一に、私どもは核を持たない、核に対する国民的な考え方といふのは世界独特のものである、これはもう先ほども申し上げましたとおりでございます。それだからこそ現実の国際情勢の中に対処していくには、補完的に安保条約に、抑止力にたよるという方が現在の最もよき選択であるといふ考え方私が私どもの考え方です。したがつていまお話しのように、これはなるほど見ようによれば、アメリカ自身の防衛のためであり、あるいは安全のためであると、いう見方もできるかもしれません、その日米安保条約の相手国であるアメリカ自身が抑止力が強くなるということは、現状においては——理想論はともかくとして、現状においては、われわれとしてはそのほうが、強くなるほうがよろしい、そういう点からいって、私はこの考え方ABMのことを設けないという、これはいかぬというふうに思つておるのではないかという意見すら出でている

スコー周辺に六十七個のABMサイトを持つておられるわけですが、それが防御用であるということになつておりますが、決してこれは軍備競争をエスカレートするものではないというふうにモスクロー側からもいわれておる。それからアメリカが昨年センチネル展開に踏み切りましたとき、そのすぐ直後にソ連は軍備制限交渉を提案しておるわけです。

しても、こういうふうな A-B-M の計画の決定によって軍備競争がエスカレートすることではなくて、逆にそこにまた軍備制限というような、核軍縮というようなことに対しても、ムードが出てくることも私は考えられるのではないかと、これは非常に微妙な国際情勢の展開であると思いますけれども、そういう点を考えてみましても、現在のような状況下において、アメリカがこういう態度に踏み切ったということについては、私は今後ともいろいろの意味を込めて注視していくべきものではなかろうかと考えております。

題については、私もそういうようなことが書かれているものを見て知っています。知つております。それが、これはソビエトにしてもアメリカにしても、もう二大国は、これは超核保有国ですから、これはお互ひに、私は今までのソビエトとアメリカとの競争状態からいつて、これは飛び抜けで今日まで競争してきたのですから、そういうこととは言えるけれども、ソビエトにしてもアメリカにしても、これは核超大国としてのエゴイストだと、こう思うのですよ。いまそれがあきたらないから、それを、核をおどしの材料にして外交が行なわれているから、フランスも独自に持たなければならぬといふものが出てき、中国も持つと、こういう結果になつておるわけでしょう。だから私は、そういう意味においては決して、ソビエトがそう言つてゐるし、アメリカもそう言つてゐる

反対意見がありますし、さらに有識者の中に非常に強く根強い反対があるわけです。そういう意味においても、私はいまの大臣の答弁では納得いたしません。

性ある核に対する外交政策というものが、日米安保条約があつても、なおかつ私は言うべきことは言つて差しつかえないだらう。それがほんとうに非核保有国の外交のあるべき姿じゃないか、こう思うのです。この点は、もう時間がきましたから、論議は論議としてあれですが、どうも私は、今までの外務大臣の説明では納得できかねる。アメリカの国内においても、国会の中においても

から、そういう能力を持つてゐる国が、なおかつ核拡散防止条約によつて持たないということにして、私はやはり非核保有国としての自主性のある批判なり何なりがあつてしかるべきだと思う。そうでない限り、この核の脅威といふものに対しても、私は除かれていかないとと思うのですね。そういう意味で、非核保有国としての自主性

のだから、核の今後の交渉において、拡張していくくということにはならないのだと、防御用なんだと言つていいけれども、防御用にしても何にしても、ばく大なあたな核を持つことは事実ですかから、攻撃用であろうと防御用であろうと、持つことは事実なんですからね。そういう点においては、これは私はそれをそのとおり受け取るといわけにはいかないのです。今日フランスなり中国なりというものが核保有国となつたいきさつを見え、なお核保有能力を持つていてる西ドイツなり日本なりと、うつま、そつてこなづかる國であります。

と思うのです。その点においては、もう全く私は同感なんです。

○委員長(八田一朗君) 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査のうち、官厅綱紀の肅正

○山崎昇君 最近相次いで公務員の汚職事件が発
に関する件を議題といたします。
質疑の方は順次御発言を願います。

生をしまして、国民の信頼を裏切つておる状態が出て
いるわけでございまして、全く遺憾だと思うわ
けです。この問題は——私の立場を初めに明らか

にしておきますが、野党だから政府を追及すると
いう意味ではありません。私も国民の代表の一人
として、いかにりっぱな政策が論ぜられても、そ

れを実行する行政官に不正事件があつて、そして国民の信頼を失うということになれば、私はゆうしい問題だろうと、こう考えますから、私ども野党としても一緒に正すべきものは正して、こういうことのないようにしていきたいというのが私の立場で、これからお聞きをするわけであります。しかし、何といっても、いま与党の皆さん方が直接公務員の皆さんを指揮し監督をしているわけで

ありますから、そういう意味では、与党の皆さん
の責任はまことに重いと私は思うわけであります。
そういう意味で、十四日に綱紀肅正について
の通達が出されたようでありますので、二・三総
務長官にお聞きをしたい、こう思うわけであります
す。

第一に、最近起きました事件の概要等について
は、新聞だけしか私ども知っておりません。し
たがつて、総務長官から概要について御報告を願
いたい、こう思うわけであります。

○國務大臣(床次徳二君) 最近、公務員の汚職事件が発生いたしましたことにつきましては、まことに申しわけなく考えておる次第であります。閣

議におきましてもこの点が話題となりまして、その結果、総務長官名による通牒をいたしました。そうして官紀の肅正をはかる手続をとつてまいりましたのであります。従来からときどき機に応じまして通牒が出てまいりましたが、今回におきましては、さらに具体的の処置等を講じまして、そし

て汚職の絶滅をはかりたい、かような考え方において

て通牒を出しましたことをまず申し上げる次第で

それから、最近の汚職事件につきましての発生状況の御要望でありまするが、最近のものは、厚生省薬事局薬事課裏裏事専門官松吉であります、四十四年三月十一日に起訴になりました。

なお、新聞によりますと、通産省通商局国際課長一色某は、四十四年三月八日、農林省中国四国農政局更設諮詢會に起訴されたのであります。具体的の問題については、必要がありまするならば、政府委員会からわかりましたことは御説明申し上げたいと思います。

経済部通商関税課、通商關稅官の堀田關稅官に対する問題があつたことが新聞に出ておる次第であります。

○山崎昇君 政府委員でございますが、もう少しひとつ内容をお聞きしたいと思います。
○政府委員(栗山廉平君) それでは私のほうから補足をさしていただきます。

まず最初にあげられました厚生省の薬事専門官の関係でございますが、これ、先ほどお話をありましたように、起訴に十一日になつたばかりでございまして、起訴状を請求しておりますのですが、まだそれがきておりませんので、起訴状によると詳しいところまでは申し上げるわけにはまいりませんが、ある一つと、首こゝまで淮からしまつて、あるよつて点と、首こゝまで淮からしまつて

た結果を簡単でござりますが申し上げます。
四十年の夏から四十一年の九月ごろまでの間に、薬事専門官として在職している間に、製薬会社等からこの薬事申請にあたって、審査期間を早めるというような目的で現金を受けたと、こういう疑いによつて起訴をされておるわけでございまして、詳しいものは、また起訴状が参りますれば、はつきり申し上げることにならうかと存じます。

次に、農林省の関係でございますが、中国四国農政局の建設部災害復旧課長一色課長でございま

ですが、三月八日に起訴になつております。そらし
て十五日に休職ということに相なつております。
ちょっと申しおくれましたが、先ほどの厚生省
の関係は、起訴になつたばかりでござりますけれ
ども、休職の予定で日下進めておるそうでござい
ます。

で、いまの農林省の関係は、三月八日起訴で、その起訴状によりますと、関東農政局建設部かんがい排水課課長補佐に在職中、四十二年の二月六日、同月三十三日正午まで、二十四回につき十

日から四十三年八月五日まで、十四回にわたって、六万二千五百五十五円の供応費を大東建設会社副社長から受けたという疑いによつて起訴をされておるわけでござります。

それから次に通産省の関係でございますが、通商局国際経済部通商関税課の堀田通商関税官でございますが、三月一日に任意出頭になつております。

して、四十八時間の取り調べを受けた。で、目下三月の十日から刑事勾留中でございます。したがいまして、起訴はまだされておりません。起訴に

なりますれば休職にするといふ意向を聞いております。ですからまだ取り調べ中でございまして、確然たることを申し上げるわけにまいりませんけれども、大本のこととしまして、この通商産業省

としての在職中に、製紙会社ほか二十数社から輸入関税を免除するというような目的で供應を受けたという疑いにより目下取り調べ中というふうに

伺っております。

なんで、この内容については後ほどお聞きをしますが、今度出されました通達を見ますというと、直接の上司や、あるいはまた、二階級上くらいま

での上司までを、何か責任論としてですね处分をすべきでないかというようなことで、総理府から案を求めておるようであります。そこで、いま

本聞きをしますといふこと、それらの内容が明らかになつた上でありますが、これらの上司について、じやあどういう処分がなされたか、あるいはまた考えられておるのか、それをひとつお聞きを

したいことと、もう一つは、昨年一月六日に通達が出されしておりますが、それからほぼ一年経過しております。この間に一体どのくらいのこういう汚職事件があつて、そうしてこの事件を起こしている階層というものは、課長補佐であるのか、

あるいは整理職であるのか、あるいは係長であるのかという、そういう意味の大ざっぱでけつこうですが、階層別の数字があればひとつ明らかにし

○國務大臣(床次徳二君) 後段のお尋ねであります
すが、昨年二月、総務長官通達以後の件数とか、
ていただきたい。

あるいは該當者の階層等のお尋ねでありまするが、この問題に対しましては、人事院で報告を受け取つておるわけでありまするが、総理府におきましては実に取扱つてござりません。

ては実に報告を受け取っておりますが、したがつて、今回依命通牒を出すにあたりまして、やはり総理府におきましてこの現状を把握する必要があると存じまして、現在この点を照会いたしております。

ます。過去二年間におけるところの件数、処分状況あるいは監督者の責任等に対しまして照会いたしました。そして今後の汚職の絶滅に役立てた

いと考へております。

○國務大臣(床次徳二君) 大体この問題に対しましては、今回の通牒とともに、四月一ぱいを目指すか。

いたしまして回答を求める事になつておりますので、まとまりましたならば御発表できるかと思ひます。

○山崎昇君 そこで 私自身も名務員の一人であ
りましたから、こういう問題については特に関心
があるわけであります。私の知り得ておる關係
では、今日までの公務員のこの種の汚職事件で

は、ほとんど一般的にいう、生活が苦しくてこういう事件が起こったというのではなく。九割九分までが遊興飲食になつておる。いわば自己

の欲望を達成するために誘惑に乗つておる、こういうことで私は事故が起きておると思う。その限

総務長官が出しておる、総務長官が出しますのはさような意味において出します。官房長官が出しておるのは、内閣全般のいわゆる政治的姿勢と申しますか、施政方針等の立場から総括的に出しますのは官房長官から出しておる。まあいままでの実例から見ますると、どうへうふうな及の方を

○山崎昇君 私はどこから出よう、あまりこれ
を追及しようという意味じゃありませんが、しか
し内閣官房長官から出されたものが、総理府総務
長官から出されたのと、どう違いますか。内閣全
体の政治姿勢をあらわしたような文章ではないん
です。これは総務長官の出したものを焼き直し
て、ただ官房長官の名前で出すにしかすぎないん
じやないですか。といふのは、私は少し形式ばつ
ているんじやないかと思うんですが、しかしいず
れにしても、この三つの通達が出来るわりには
ほとんど実効がない。そうしてますます汚職事件
の内容を見るといふと、金額も膨大になり、悪質
になつておる。一説によれば、通産なんかの場合
は一千万も遊興したんじやないかといわれる。だ
んだんこの汚職事件と云ふのは巧妙になつておる
し、また金額も大きくなつてきておる。こういう
ふうに考えてみますと云ふと、この通達の効力と
いうものについて、私はどうも首をかしげざるを
得ないわけです。一体政府は、こういうものは出
したら出しっぱなしで、あとはいまさつきお聞き
をしましたように、人事院に対する報告だから私
のほうはあずかり知りません、何もありません。
今度の通達を出すについても、そういう資料も何
も総理府はとつておらない。そういうことで、單
に新聞に報道されて國民から指弾をされるから、
まあ通達を出しておきなさいという意味のような
私はこの通達ではないだろか、こういやみたら
しく思うわけですが、あなたのほうは真剣かもし
れませんが、どうもそういう印象に受け取れる。
その点はどうですか。

○国務大臣(床次傳二君) 今回の通牒には、相手方のことが書いてありませんが、業界自体に對する廉正ということは、むしろ社会自体から十分な反省を受け得るものと考えておるのであります。お考えをまず聞いておきたい。

○山崎昇君 私はこの通達を見ると、おおむね政府の考へているものは三つになるんだろうと思うんです。それは一つは事故が起きないよう、この原因がどこにあるのか、あるいは起こさないためにはどういう法規上の規制をすべきか、そういう点が一つだと思うんですね。二つ目には、起きた事故に対してもう处置をするかというものが二つ目であろうと思う。ところが私が三つと申し上げたのは、三つ目が今度の通達では、何かあれをとつてあなたのほうで分析をするんだ、こういうことになつているようですが、行政監理委員会等の見解を見れば、三つ目の手段として、公務員が事故を起こす相手側があるわけでありますから、その相手側に対する規制をどうするのかということになりますが、これはあとでお聞きをしたいと思っておりますが、声明文として出ておる。そういうことについてはこの通達においては全然触れておらない。したがつて私は今度の通達を見ましても、何かしら内部規制だけ強めて、働きかけがあつた相手に対してもは、何も政府は手を打たない、野放しである、こういうような内容に私はなつておるのじやないかと思うのですが、事故を起こした相手に対して、どういうふうに政府はやるうとするのか、行政監理委員会の声明とも関連をして、お考えをまず聞いておきたい。

○国務大臣(床次傳二君) 今回の通牒には、相手方のことが書いてありませんが、業界自体に對する廉正ということは、むしろ社会自体から十分な反省を受け得るものと考えておるのであります。お考えをまず聞いておきたい。

○山崎昇君 私はこの通達を見ると、おおむね政府の考へているものは三つになるんだろうと思うんです。それは一つは事故が起きないよう、この原因がどこにあるのか、あるいは起こさないためにはどういう法規上の規制をすべきか、そういう点が一つだと思うんですね。二つ目には、起きた事故に対してもう处置をするかというものが二つ目であろうと思う。ところが私が三つと申し上げたのは、三つ目が今度の通達では、何かあれをとつてあなたのほうで分析をするんだ、こういうことになつているようですが、行政監理委員会等の見解を見れば、三つ目の手段として、公務員が事故を起こす相手側があるわけでありますから、その相手側に対する規制をどうするのかといふことが、これはあとでお聞きをしたいと思つておりますが、声明文として出ておる。そういうことについてはこの通達においては全然触れておらない。したがつて私は今度の通達を見ましても、何かしら内部規制だけ強めて、働きかけがあつた相手に対しては、何も政府は手を打たない、野放しである、こういうような内容に私はなつておるのじやないかと思うのですが、事故を起こした相手に対して、どういうふうに政府はやるうとするのか、行政監理委員会の声明とも関連をして、お考えをまず聞いておきたい。

○山崎昇君 業者の問題はあとでお聞きしますが、それでは、昨年の二月六日の通達を私は見ますというと、第一番目に、「常に公私との別を明瞭にし、職務上利害関係のある業者等との接触にあたつては、会食、贈答、遊技その他国民の疑惑を招くような行為は厳に慎むこと。」これは十二月の通達にもそのまま載つておる。今回の通達もまたそれが骨子になつておるわけです。そこで私はここに、「遊技その他国民の疑惑を招くような行為は厳に慎むこと。」と、こうあります。なぜこれが禁止できないのか。どうして業者とめしを食わなければならぬのか、どうして業者とゴルフをしなければならぬのか、どうして業者とマージャンをしなければならぬのかですね。そういうところが温床になつておるわけですから、事故への道につながつてゐるわけでありますから、そして一番極端なのは、さつきも申し上げましたように、権限の持つているところ、もしくは中堅職員が事故を起こしているところ、もしくは中堅職員が事故を起こしているわけです。いわば通達を受けて、みずからそれを禁止しなきやならぬ諸君がほぼ事態をすべきではないか。特に高級公務員の場合は、日中ゴルフをやつて指弾を受けておる。あるいは目中、会議と称していろいろなことが起きて、こいておるが、慎しまれてない。むしろこれは禁止をすべきではないか。特に高級公務員の場合は、いろいろと、私はこの業者との関係というのは一切禁止をする。業者から物をもらわなくとも行政行為はできるわけありますから。したがつて、私れまた国民の指弾を受けておる。そういう意味かは長官の気持ちとしては、「慎むこと」というふうに思つております。

うに書いてあるのだが、ほんとうの気持ちは、ここには禁止だというふうに私は理解をするのですが、どうですか。

○國務大臣(床次徳二君) ただいま仰せのこととく、これは厳に慎しむことばで表現してあります。が、禁止するということは書いておりませんが、趣旨においては、私は同じ気持ちを公務員に訴えたものであります。

○山崎昇君 そうすると、重ねて私は確認しておきますが、文章表現上は「慎しむこと」になつておるが、あなたのほうの指導としては、これはもう禁止同然だ、むしろ禁止だ、こういうあなたの気持ちだというふうに理解しておいていいですか。

○國務大臣(床次徳二君) 疑いを招くようなことをするということに対しましては、仰せのとおりだと思います。

○山崎昇君 疑いを招くって、あなたね、一緒に酒飲んだり、めしを食つたり、遊び歩くから事故が起きているのでしよう。これ以上の疑いありますか。そしてあなたのほうは單に、今度の通達見ても、一番力点を置いているのは、事故が起きたあとじゃないですか。規制をきびしくするとか、チェック方式だとか、いろいろなことが書いてありますけれども、事故対策ではないですか。だから私は、事故につながつておるこういう業者との関係はきつぱりする、以後一切こういう行為はやらせない、禁止をするんだ、こういうあなたの考え方だということを私は理解をしておきたいと思うのですが、どうですか。

○國務大臣(床次徳二君) 今度の通牒の第二項にも書いてありますごとく、やはり事前において、十分なこの点の注意を怠らないようにするということは大切なことであります。この点を特に通達いたしたわけであります。気持ちにおきましては、厳にかかることは慎む、同時にこれはすべきものでない、こういう趣旨と、私どもは考えております。

○國務大臣(床次徳二君) 十分そういう趣旨で伺
回は通牒の趣旨を徹底させたいと思います。
○山崎昇君 たいへん強い意思があらわれました
ので、私は少し今度は技術的な点についてあなた
にお聞きをしたいと思う。

し、自治体もそうでありますから、特に食糧費の支出について、あなたの見解を開いておきたい。これは総務課長なり総務係長なりと、いろいろところのゼストというと、そういう方々は、いかにして食糧費の支出をうまくやるか、あるいはいかにして宴会費をうまく捻出するか、極端に言うならば、こればかりはあまりいい表現ではありませんが、公文書偽造の場合はあります。こういうことをやがては、業者との関係でなしに、内部の問題として私は汚職になる点があると考へているのですが、長官はそういうものについて知つておりますか。

○山崎昇君 実際ね、長官、どこの官庁でも、この食糧費の支出なり、局長なり大臣の宴会費の費用の支出というのは容易ではないのですよ。なぜなら、予算単価が必ず低い。予算編成上では十分に慎重むべきことは、ひとくじらを出したらが能吏になる。こういうものを

うまく処理をする者が世をていく。これはどうこの官庁でも、おおむね総務課に勤務する者は、そういうものなんです。私はこれだけが優秀な公務員という意味で言っているのじやありませんが、かなりウエートを占めている。したがつてこれはやがて、業者との関係でない意味の汚職ができる要素の第一だというならば、この食糧費のことについては、処理の方法を誤まればたいへんないことになります。だからこの辺は、大臣は雲の上の上の人ですから、あまりこまかいことは知らないと思いますが、私のほうで指摘をしておきますから、内部指導の場合に、予算のやりくりの問題で、実際事故が起きた場合には事務員が責任を問われるわけですから、そうして司法処分に処されるわけですから、そこで、そういう公務員の立場からいっても、この食糧費の問題やら、あるいはその他のこれに類似する支出問題について、私は十分ひとつ配慮しておいてもらいたいという意味でこの点は申し上げておきたいと思う。

総理府としても、この国家行政組織法上の職と行政機関というものをどうされるのか、この辺のことが一つ問題点だと思う。

もう一つ、これに関連して問題になりますのは、責任の明確化ということになれば、当然専決処分なりなんなり、権限上のことが明確になつてくると思う。しかし、これも私はけつこうだと思いますが、そうなれば能率的に処理はできますけれども、あなたの方の心配される事前のチェックという問題はなかなかむずかしくなつてくる。で、この点は責任の明確化と、そしてチエック方式との調整という問題がきわめてむずかしい問題だと私は思うんです、行政技術的にいって。だから、そういう点についてはどういうことをお考えの上でこの第二の通達が出されておるのか聞いておきたいと思う。

○國務大臣(床次徳一君) ただいまの点はまことにむずかしい問題でありまして、ここに特に通牒の1に掲げましたが、職場の実態によりましてこれはだいぶ違います。また人事等の取り扱いによ

○國務大臣(床次徳一君)　ただいまの点はまことにむずかしい問題でありまして、ここに特に通牒の1に掲げましたが、職場の実態によりましてこれはだいぶ違います。また人事等の取り扱いによりましてもかなり違う。上の者がしょっちゅうかわって、専門の人にはさせつきりだというような人事もあると思う。したがつて、ここに掲げましたところの権限の配分とか、チエックの機能の強化とか、あるいは人事配置の問題、それぞれこれは十分にその場その場において検討しなければならないんじゃないか、一がい的にはなかなか言えないと、また各省庁の何と申しますか、慣行等もあるんじやないかと思うので、そういう意味におきまして特にこの事項をあげまして、そして今後の検討の資料にいたしたい、また注意を促したいと、かよううに考えた次第であります。

○山崎昇君　そうするとあれですか、私はこれはほんとは行政管理庁だと思うんですが、行政機構を通じてものごとを処理するというのが私はたてまえだと思うんですが、最近は専門的になるのかどうかわかりませんが、専門職的な機能がかなり入ってきておる。しかし、その専門職的な機能というの、一つは給与上の制約があつ

て、そういうものをつくるなければならぬかが給与が上がらない、こういうことが私はある程度原因をしていくと思っている一人なんですが、いずれにしても、課長の下に総括整理職でありますとか、何々調整官だと、参事官だと、審議官だとか、まあいろんな名前、これ洗つたらいいへんな数になると思うんですが、そういうものの整理というものを、これはこれから各省から案を取つてあなたのほうはお考えになると、こう言うんだが、国家行政組織法上の問題は行政管理庁でありますけれども、総理府としてはそういう問題についても検討されると、ということなんですか、あるいはひとつ各省からこういう方法だというものが来れば、ただそれでやつていこうというのか、いわば国家行政組織法上の問題にも関連をして、長官の考え方というのを聞いておきたい。

○國務大臣(床次徳二君)　ただいまの問題につきましては、これはまあ各省非常にいろいろ慣習——慣習と申しますか、行ない方が違うんじやないかと思うのでありますし、そういういろいろの材料を取り寄せまして、私どもの立場から申しますと、いわゆる不正防止という意味におきまして検討をしてまいりたいと思っておる次第であります。一がいにはなかなか参事官——何ゆえその参事官のところに権限が集まっているか、あるいは監督官——専門の者ができているかというような問題もいろいろあると思うのであります。この点はいわゆる役所の代決の権限の委譲の問題にも関連しているんじゃないかな。軽々しく代決を認める——事務の進捗上はいいのであります。この点において欠陥もあるんじゃないかな。そういうような点におきまして、やはりもう一度各省庁が現行のあり方に対して洗い直してみると、いうことも必要なんぢやないかと、いうふうに考えて、特にこの事項をあげたわけであります。

○山崎昇君　そうすると、総理府は各省からそういう案をとつて、そして根本的にそういう問題についての見解を示されるんですか、それを聞いておきます。

Digitized by srujanika@gmail.com

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 35, No. 4, December 2010
DOI 10.1215/03616878-35-4 © 2010 by The University of Chicago

○國務大臣(床次徳二君) この点は不正防止をひとつ十分に効果をあげたいと思ってる次第であります。あと行政管理上どうなるか、その他の問題につきましては、その後の問題として処理いたします。

○山崎昇君 もちろん行政管理庁の権限内のことでもありますけれども、いまあなたは代決規定等から始まつて事故防止のためのチェックをするところ言うから、そのうちの原因の一つに私が考えるのは、どうも行政機構と機能というものが入り乱れておるのではないか。しかし、これは各省によって事情の違うことは私は承知しております。そこで、あなたのほうは、通達で各省からそういう案を取るのでしよう。なぜそうなつたか、今後どうするかという、そういうものを取つて、総理府としては、公務員全体についてどうあつたらこういう事故が行政機構上なり機能上から起きないのかという案を、あなたのほうでまとめなければ意味がないと思うのです。まとめられて、総理府なら総理府の見解として、行政管理庁の権限に属するものは行政管理庁と話し合ひするでしょうけれども、そういう点についてまとめられたなら国会に私どもやっぱり示してもらいたい。そして私ども意見を持っておりますから、その際にまた申し上げたいと思いますが、総理府長官としては、そういう方向にやろうとしておるのか、しておらないのか、この機会にそれだけ聞いておきたい。

○国務大臣(床次徳二君) 今回、各省庁の報告を求めるのは、実は根本的に官紀の肅正をはかりたい、その材料を十分に得まして対策を樹立したいといふところに主眼がありますので、かよな趣旨におきまして十分に活用いたしたい。

○山崎昇君 続いて長官にお聞きしますが、先ほど事故を起こした者の階層をずっと見ると、おおむね課長なり課長補佐なり、いわば参事官とか調査官という、こういう職にある者、あるいはこれと準ずるような者がそのほとんどであるということは、あなたもお認めになつたわけあります。

そこで、私はこの事故を見た場合に、こういうふうにストにおける方がやっていることについて、上司ももちろん気がつかなかつたでしよう。しかし、下級公務員は気がついておつてもその言えないような職場になつてゐるのではないか。いわば上意下達という形がきわめてきつい形でいま職場においておつて、公務員全体として何かしらそういうものをチェックするような気風に欠けているのではないかだろうか、こういう気がします。さらに勤務評定等の問題ともからんで、あの課長補佐はどうもおかしい、あるいはあの調査官はどうもおかしいと思つても、もしもそれを指摘をしたら、その指摘した者は何かの報復手段を食う。たとえば給与上で不利益を食う、あるいは人事配置上でどこか飛ばされる。これは現実に行なわれているわけです。ですから職場全体としては、何かしらくさいものにはふたをしておく、触れない、自分だけが見て見ないぶりをしておく、こういう気風に私はいまの職場といふものはあるのではないか、こう思うのですが、長官としてはどう感ぜられるおるか、お聞きをしたいと思うのです。

○国務大臣(床次徳二君) 非常な公務員の実情に対する御心配であります。私はいまの公務員が必ずしもそういうふうになつてゐるとも考へないであります。しかし、そういうようなことがありますするならば、はなはだこれは遺憾なことだと思つて、十分、上司といひたしましては自分の

部下が不正をしないように、絶えずその点は広い意味の監督の責任があるのではないか。監督者に足らぬところがあつてそういうようなことも出てくると思うし、また部下である者が上司の不正を見ながらこれを黙つておる、こういう風がありましたら、これも遺憾なことでありますて、今日におきましては、人事院に対しましてそういうことを訴える道もあるわけでありますから、十分にそういうことも周知徹底させまして、官庁綱紀の肅正をはかつてまいりたいと思います。

室にいて、課長の指摘監督せいと言つたって、それは書類の決裁なり、あるいは政策の指示なり、そういう意味における指揮監督は私はあり得ると思う。しかし、日常的にその課長がどうなつているのかという勤務体制などを局長にはわかりませんよ。ただ勤務評定にしても何にしても、こういう監督的通知が出ると、上の者が下の者を監視することは強化をされるけれども、下の者が上の者に対する行いについて何で何ら発言できない。だから私の言うのは、まだまだ官庁の職場というのは本来の意味において民主化されてないのではないかだろうか、こう思うのです。だから、私は何より監務長官が、この公務員の服務その他を統括するわけでありますから、一体、官庁の民主化ということが、ほんとうにあなたやられていると思いますか。特に、私は労働組合の出身でありますから労働組合をずっとながら見てみても、中央の労働組合なんていうのはほとんどあつてないような存在になっている。労働組合の幹部として活動すれば、何かしら不利益をこうむる。あなたのほうは、そんなことないと言うけれども、実際はそういう状態になつておつて、中央における労働運動などといふものは、組織はありますけれども、ほとんど活動 자체はやれないというような状態になつておる。だから、そういうことを私は考えてみると、官庁の職場というのはまだまだ民主化されてないのではないか、そして秘密保持の問題でありますとか、職務専念義務でありますとか、さまざま規定があつて、上の諸君に下級公務員は縛られておる、何ものが言えない、うちへ帰つて文句を言う、あるいはうちへ帰る途中でいっぱい飲んで上司の悪口を言う、そこら辺が不満の抜け場所みたいになつておるんじゃないか、こう私は考えるのです。これは事柄は小さいことでありますけれども、何か事故が起きましたら大きい事故につながつてくる。そういう意味で、長官は職場の民主化というものについてどういうお考えを持つのか、あるいはどういうことをなされようとするのか、この通達と関連をしてお聞きをした

○國務大臣(床次徳一君) 私、しばらくぶりで官
庁づとめを、戦前の経験しかありませんので、戦
後はよほど民主化したのじやないかと実は考えて
おります。私どもの公務員時代は、組合なんかも
なかつたのであります、今日は組合も組織され
ておる、よほど空気は変わっておるんではないか
という気持ちでもって今日おりますが、しかし、
御指摘になります、もとよりこの点は民主化が十
分行なわれておつてしかるべきもの、もしも行な
われておらなければ、もつともつと民主化いたしま
して、ほんとうにお互いが手を携えて、公務員と
しての国民に奉仕するということができるようにな
いたしたい。やかましいことだけ言つておるとい
うのでなしに、もつと和氣あいあいたる空氣のも
とに、公務を行ない得るようになりたいものと私
は考えております。現実の制度そのものについ
て、まだ空気が、十分存じておりませんので、徹
底しないと思いますが、しかし、民主化を徹底
させるという趣旨におきましては、まことにお説
のとおりで、私もそういう気持ちでやつてしまひ

ることになるんですね。そういう日本の公務員制度になつておりますから、したがつて、下級公務員というのはほとんどものを言わないで、はいはい主義になつてしまふ。そういう意味から、こういう三ない主義なんということがいまの公務員の実態だということ批判をされるわけあります。そこで、私は人事局長にお聞きをしたいのは、いまの長官のことばを受け、中央官庁が完全に民主化されてないとするならば、どういうふうにしたらあなたは官庁の職場といふのは民主化されないとするのか、これは公務員でありますから、あるいはどういう方針で民主化されることをやられようとするのか、これを政府委員でありますから、少し具体的に、抽象的なことは要りませんからお聞かせを願いたい。

○政府委員(栗山廉平君) ただいま官庁内部の民主化のお話がございましたが、私のいまおりまする局におきましては、いわゆる若い方も活発に意見を述べられて、非常におっしゃいますよ

う上意下達といったような一方通行ということは全然見られないでございますが、まあ広く見回しますと、いま発言なさいましたようなことがや

はりあるところもあるかと存じます。私の考え方としましては、やはり係員なり係長、あるいはまた課長補佐なりの、われわれのところでそろそろやつてゐるわけでござりますが、意見を各階級と言ひますか、階層別に定期的に意見を聞く、活発な気がねをしない意見を出していくだくということがまず第一に必要なことではないかといふふうに痛感している次第でございます。われわれの部局におきましては、定期的にそれをいたしておりまして、非常にその点で気持ちも通じ、また仕事の上でも張りが出来て、いろいろうせきしたようなことでござりますれば、その話のいろいろのやり取りあるいは応答によりまして、気持ちも解消し、また新たな心がけで仕事に励むというようなことをやつておる次第でございますので、まずそれをしていただくことが一番大事ではないかと、うふうに、私は経験からしまして感じておる次第でございます。

○山崎昇君 ILOの八十七号条約が通つてから、組合といふのは管理職が抜けたのですね。したがつて、私はいまの労働組合、公務員の組合といふものは、下級職員が結成をしているのであります。そういう意味から言つて、下級職員の声といふのを、管理運営事項をあなた方きらいになるから、一応それは除くにしても、あなた方がお聞きになつて、そして日常の行政の執行上の参考にまでなるなり、あるいはまたそれに関して行なうな省で、どの程度の話し合いが持たれたり、あるいは交渉されたりされているのか、私ども聞くところによると、ほんとどそれが絶無である。ほんとどない、こう私どもは聞いているのですが、これは人事局長として、あるいは総務長官として、そんなことはない、ずいぶんやつておりますと言つて、そうでもけつこうであります。今後どういう労働組合と密接にあなた方連絡をとつて、あるいは交渉を受けたり、あるいは話し合いをしていく用意があるかどうか、この機会にこれも承つておきたい。

○政府委員(栗山廉平君) 各省のことをこまかく

具体的に実は調べているわけではございませんけれども、たとえば総理府におきましては、これは人事課のほうで所管でございますが、よくいろいろ話し合いをなすつておるということがあります。また各省におきましても、さつき申します

ときには、特に問題があつて触れたのではないの

であります。ただ、出先機関や地方公共団体との関係におきましても業者といふような関係、同じような関係に入つたんではないといふ趣旨において触れただけであります。具体的な事項があつたわけではないようであります。

○國務大臣(床次徳二君) この通牒を出しました

ときには、特に問題があつて触れたのではないの

であります。ただ、出先機関や地方公共団体との

関係におきましても業者といふような関係、同

じような関係に入つたんではないといふ趣旨

において触れただけであります。具体的な事項が

あつたわけではないようであります。

○山崎昇君 そうすると、これは参考までに書いたといいますか、何か注意を喚起するという意味で書いたといいますか、その程度に私は理解をこなしておきますが、その程度に私は理解をこなしておきたいと思うんです。そうでないと、これは私はたいへんだと思うんですね。中央の方

方が地方へ行って業者と同じようなことをやつた

ればしておきたいと思うんです。ですから、これはひとつ現になかつたといふうに私は理解

をしておきたいと思います。善意に。しかし、い

ういった方々とは時宜に応じまして、なるべく会

うようにいたしておりますので、御了承願いたい

と思ひます。

○山崎昇君 そうすると、かりに各省等で組合との関係がうまくいかない、あるいは合わない等々の問題が起きたときには、これは総理府が中心になつて、ひとつそういうことのないよう私は指導してもらおうということを申し上げておきたい。

○山崎昇君 その次にお聞きをしたいのは、通達の(2)を見る

と、「本省庁等指導監督の地位にある機関の職員が先機関または地方公共団体の職員と接触する

場合においても、上記の趣旨にのつとり厳に自肅

すること」と、こうあります。この文面から私は

考えることは、そうすると、中央のおえらい方が

地方に行つた場合、あるいは自治体に行つた場合

にも(1)と同じようなことがやはり現にある、だからやめなさい、慎みなさい、こういう私は趣旨に

なるだろうと思ひます。一体これを書いた趣旨

というのはどういう意味なのか。あつたら困るから書いたのか、どうも私は官庁同士の間で業者と

の関係のようなことが起きておつたとすれば私は

ゆゆしき問題だ、業者以上にたいへんな問題だと、こう思ひます。この(2)の趣旨についてひ

とつお聞かせを願いたいと思ひます。

○國務大臣(床次徳二君) この通牒を出しました

ときには、特に問題があつて触れたのではないの

であります。ただ、出先機関や地方公共団体との

関係におきましても業者といふような関係、同

じような関係に入つたんではないといふ趣旨

において触れただけであります。具体的な事項が

あつたわけではないようであります。

○山崎昇君 そうすると、これは参考までに書いたといいますか、何か注意を喚起するという意味

で書いたといいますか、その程度に私は理解をこなしておきたいと思うんです。それでないと、これは私はたいへんだと思うんですね。中央の方

方が地方へ行って業者と同じようなことをやつた

ればしておきたいと思うんです。ですから、これはひとつ現になかつたといふうに私は理解

をしておきたいと思います。善意に。しかし、い

ういった方々とは時宜に応じまして、なるべく会

うようにいたしておりますので、御了承願いたい

と思ひます。

○國務大臣(床次徳二君) 実はこの総務長官通牒

は事前に提出まして、この後におきまして行政監理

委員会の意見書が提出されたような形であります。しかし、意見するところは監理委員会でもつて考えておりまることは、私どもの通牒の中にも十分踏んまえておるつもりであります。したがつて、業者との関係におきましては、具体的な問題につきましては行政監理委員会において処置されるものと見ておる次第でございます。

○山崎昇君 いや、処置をされるつもりと思いま

すと、こう言うが、あなたの出した通牒にはそう

いうことが何もないわけです。ですから、公式

的には総理府の見解の中には入つてこない。しか

し、世論はこういうことを指摘をした、特にまた

行政管理庁の一つの機関である監理委員会から、

これがひとつ現になかつたといふうに私は理解

をしておきたいと思います。善意に。しかし、い

ういった方々とは時宜に応じまして、なるべく会

うようにいたしておりますので、御了承願いたい

と思ひます。

○山崎昇君 さらに私は指導をしてもらいたいと、こう思ひます。

○山崎昇君 そこで、次にお聞きをいたしますが、きのうの

朝日新聞の社説を見ますと、汚職防止の根

柢に対する、ひとつの「汚職防止の根柢」という題で社説が出ておる。こ

れは幾つか問題点を提起をしております。私もこ

うものを、管理運営事項をあなた方きらいになる

から、一応それは除くにしても、あなた方がお聞

きになつて、そして日常の行政の執行上の参考に

するなり、あるいはまたそれに関して行なうな

省で、どの程度の話し合いが持たれたり、あるい

は交渉されたりされているのか、私ども聞くところによると、ほんとどそれが絶無である。ほんとどない、こう私どもは聞いているのですが、今後どう

うは交渉を受けたり、あるいは話し合いをしてお

りして、そらして公務員の問題について執行して

いく用意があるかどうか、この機会にこれも承つておきたい。

○政府委員(栗山廉平君) その次にお聞きをしたいのは、通達の(2)を見る

と、「本省庁等指導監督の地位にある機関の職員が先機関または地方公共団体の職員と接触する

場合においても、上記の趣旨にのつとり厳に自肅

すること」と、こうあります。この文面から私は

考えることは、そうすると、中央のおえらい方が

地方に行つた場合、あるいは自治体に行つた場合

にも(1)と同じようなことがやはり現にある、だからやめなさい、慎みなさい、こういう私は趣旨に

なるだろうと思ひます。一体これを書いた趣旨

というのはどういう意味なのか。あつたら困るから書いたのか、どうも私は官庁同士の間で業者と

の関係のようなことが起きておつたとすれば私は

ゆゆしき問題だ、業者以上にたいへんな問題だと、こう思ひます。この(2)の趣旨についてひ

とつお聞かせを願いたいと思ひます。

○國務大臣(床次徳二君) その次にお聞きをいたしま

すと、こういう点は、閣議において総務長官

が、そのうちの一つに、行政監理委員会が意見を

出しましたが、その中に、先ほど申し上げたよう

に、事故を起こすには相手もあるわけです。相手

の業者に対することが一つも触れられていない。

そこで、政府に對して汚職に關係した業者は二年間關係官廳と一切の契約を結べない、こういうこ

とをやつたらどうかという提起をされております。

そこで、政府に對して汚職に關係した業者は二年間關係官廳と一切の契約を結べない、こういうこ

とをやつたらどうかという提起を

のを受けて、この通達にはなるほどありません。ありせんけれども、政治的に判断しても、ほんとうに政府がこの公務員の汚職をなくすなら、これぐらいのことをやらなければならぬのではないかと私は思うんですが、今後、閣議等でこういう指摘をされた事項について総理府としてはどうされようとするのか。

○國務大臣(床次徳一君) ただいまの問題は行政監理委員会において提案されておりますので、十分検討いたしたいと思いますが、この通牒を出したということを書いておるわけでありまして、十分、御指摘の点につきましては今後検討いたしたいと思います。

○山崎昇君 いや、今後検討するといつても、こういう禁止をするこの行政監理委員会の意見はもつともだ、ですから、これに沿つてあなたのほうが具体的にやりますと、こういうんですか、そういう意味の検討ですか。ただ、そういうものがありましたな、それじや検討してみましようかと、こういう意味ですか。

○國務大臣(床次徳一君) ただいまの指摘のありましたときには、私どもいたしましても公務員の綱紀の厳正という問題に対して関係のあることである、そういう問題を処置すべきものである、検討すべき問題であるということを承知してこの通牒を出しておるわけで、行政監理委員会からも各省へ、私のほうの省へもその意見書が出ましたことを通知してまいりおるわけであります。したがつて、当然これは行政監理委員会で検討されるものと考えておる次第であります。

○山崎昇君 そうすると、いま長官の答弁を聞いてみると、どうも私はすかつとしないわけです。やるようなやらぬようなですね。ですから、はつきりひとつ聞いておきたいんですが、こういう意見があつて、それを受けてあなたはこの通達を出したんだから、この問題も含めて処置をすると、こういうことですか、その辺はどうなんですか。

○國務大臣(床次徳一君) ちょうどどこの通牒を出

すときに、実はああいう問題が出てまいりました。したがつて、ああいう意見が出たということを知つてこれも出しておるわけであります。当然

私は行政監理委員会におきましてもあの問題に対して处置されたものと私は考えておるわけでござります。

○山崎昇君 これは行政管理庁にあらためてまた開きますけれども、しかし、いずれにしても、いまだあなたの答弁ではそれも含めて处置をされるものだと、こう思ふと、こう言うんですから、総務

長官の見解としてお聞きをしておきたいと思うんです。

○北村暢君 関連してお伺いしますが、どうなんですか、綱紀の問題については行政管理庁が

ああいう通牒を出したわけなんですか、行政管理庁としては、行政監理委員会がああいう天下り人事の問題その他の含めて意見を出すのは越権行為であるというようなことで問題になつたん

です。したがつて、こういう通牒を出すのは、官房長官が出すのか、総務長官が出すのかと、

いう論議も当初ありましたがね。一体この官庁の綱紀の所管官庁はどこなんですか、最終的な

総合的な所管官庁は。

○國務大臣(床次徳一君) 公務員の職員としての立場におきましてはこれは総務長官が所管してお

ります。なお、機構といつましても行政管理庁が所管するものと思つております。

○北村暢君 だから、機構は行政管理庁だから、

公務員の汚職の防止策だの何だのについて行政管理庁がこうしろああしろということは、そういう

原因について、機構はこういう機構にしたらい

とか何とかいうことはあつても、最終的な綱紀の

問題を取り扱うのは総理府でしよう。したがつて、行政管理庁にそういう問題をまかしてお

くのではなくて、いわゆる贈与をしたような業者

については制裁措置として二年間なら二年間官庁の仕事は一切受注はさせない、これはもうたいへんのことなんですよ、業者とすれば、つぶれて

しまうかもしませんよね、それで。したがつて、その処置をいたしたいと思います。

○國務大臣(床次徳一君) この通牒からさよなら

結論が出るかどうかという点であります。十二

分にお話になりました問題等に関しましてはやはり最終的に検討いたしまして、そうして处置いた

したいと思います。

○山崎昇君 この問題はまだありますので、

これだけやつておつたのではとても時間があります

せんから、次に進みたいと思うのですが、そこ

で、この社説を見ると、その次に幾つか指摘をし

ておりますが、天下りの問題についてこれもまたかなりここに指摘をしております。そこで、この

天下りの問題は、もう最近の新聞どれを見てもや

はりこれは問題のあるところだということで指摘

をされている。そこで、私は公務員が民間に出ていくのも天下りであるけれども、中央の公務員が地方自治体に行つて人事を通じて支配をするもの天下りの一つだと思っている一人なのです。そこで、私は二、三、この機会でありますから総務長官にお聞きをしておきたいのだが、いま各省でやつておる各省別の採用試験をやり、これは幹部なたのほうでは整理をされるおつもりがあるかどうか。たとえば自治省なら自治省で自治省の採用試験というのをやる。これは上級職試験を通つた者をさらに自治省で採用試験をやり、これは幹部として登録される。そして形は地方自治体からほんとうと要望されたかつこうはとつておるけれども、実は配置がえで二年ぐらいると全部引き上げている。北海道に二年おつた者は今度は大阪だととか、和歌山におつた者は今度は奈良だとか、こういう配置表がもうきまつておる。そして、私はこれは自治労という組合でつくった配置表でありますから、これを詳細にあなたに申し上げることはできませんけれども、これを一つ見ても、自治体の課長以上の数は約五千だそうであります。そのうちの七割は中央官庁でおさめられていると言われておる。そして一番極端なのは、そういう試験を通つて、何にもまだわからぬけれども、二十四、五歳から三十歳前後でどんどん地方の課長におけるされていく。二年くらいたつとまた引き上げられてくる。」ういういわばある意味で言うと、中央でエリート職員というものをものすごく養成するのか、つくるのか知りませんけれども、そういうふうかつこうで固めていく。これが先ほど申上げましたように職場の民主化ですが、これに関係をしておるわけです。職場では課長の天下りに反対だと、そこでトラブルが起きるというのがどの府県でもいま起きておる状態であります。だから、私はこの天下り人事ということは、公務員が公団、公社、民間に出ていくのもさることながら、こういう中央のやり方、人事行政のあり方そのものについてメスを入れない限り、別な形でまた私は問題が起きてくるのじやないか、こういう

気がしておるのでですが、総理府として、これは人事院とも関連をいたしますけれども、昔の高文の試験みたいなこういうことをあなたの方は今後もやらせようとするのか、あるいはそういうものは廃止をして、人事院の上級職試験なら上級試験を通った者は不公平のないように採用していく、こういうことをあなたのほうは考えるのかどうか、その点について長官に聞いておきたい。

○國務大臣(床次徳一君) この中央と地方自治團体との公務員の問題であります、これが天下りり人事と一緒にいに言うべきかどうかということになります。これは人事の交流面でもあるし、これによつて双方が十分に事務の連絡調整というものをはかるという趣旨にも合うと思つておるのであります。ですが、直接にはこれは自治大臣の所管じゃないかと思うので、私どもよくつまびらかにいたしておりませんが、しかし、将来のいわゆる人事行政の立場から見まして弊害があるようなことがありまするならば、その点は十分指導いたしたいと思うのであります。今日のところは、やはり地方自治体と自治大臣との間に十分詰合ひをしてお互に人事の交流をしておるのでないかと、かように考えております。

○山崎昇君 もう外務大臣も来られたようでありますから、そろそろおりたいと思うのですが、私はこの問題は、同じ人事院の上級職試験を通った者でも、たまさか中央に職を奉ずる者と地方に職を奉ずる者で一生の間の人の運命はきまつてしまふ。中央に就職した者はやがてエリート・コースを歩いて地方の課長とか部長とか、本省の重要なポストにつく。しかし、地方に一たんついた者はなかなかそういうコースに行かない。だから同じ人材院で採用試験をやられたものでも、その者の配置先によってその者の運命はきめられてしまう。それを修正する何ものもない。ですから私はこれはやはり人事管理上の一つの問題点だと思う。そういう意味でこの問題を提起しているので、これが私はもちろん人事院にも聞かなければなりませんが、人事管理を責任を持つて行なう総務長官と

それから最後に、私はこういう機会でありますから、総務長官にひとつお聞きをしておきたいと思いますのは、人事院月報の三月号を見ますと、これは四十二年の数字でありますけれども、すなはち公務員が死んでおる。これを見ますといふと、たゞへんな数です。一年間に約三百七人ばかり死んでいる。そしてその死んでいる内容を冒頭でありますと、二十歳から五十歳ぐらいの人が全部で約九〇%を占めておる。私は、この職員の健康管理といふものについて、一体総務長官はどうううお考えを持っているのか、あるいは日ごろどちらかいう指導をされておるのか。これはかなり私は無理な仕事をされておるのでないか。これはあとでまた総務員の問題とも関連をしてまいりますけれども、いざれにしてもこれはたゞへんな数字であります。この健康管理についてどう総務府でお考えになつておられるのか聞いておきます。

○國務大臣(床次徳二君) 健康管理等に関しましては、当然これは総理府の所管であります。公務員のいわゆる給与その他身分の安定の問題、厚生施設といふのは、まことに大事なことだと思っております。で、人事院におきましては、各省の人事管理官並びに人事課長会議というものを常時開催いたしまして、そしてできるだけのこれの向上を申しますか、公務員の待遇のために努力している次第であります。

なお、御指摘の自殺者の問題でありますと、当の数にのぼっておりますが、しかし、わが国全体の自殺死亡率というものから見まするならば必ずしも大きいわけじゃないので、自殺死亡者の比率は、一般の人口百万に対して十四でありますのが、職員に対しましてはこれが八・九というわけの自殺者があるということにつきましては、やはり相当の問題があるうかと思います。特にこの

点は、職員の健康管理、なかなか精神衛生の立場から見ましてもこれは大事なことだと思います。で、十二分にこの点は今後人事院と協議いたしまして、そうして検討してまいりたいと思います。されば、御承知のように、四十二年、四十一年、四十年、三十九年と四年間の合計でござりますので、ひとつその点……。

○山崎昇君　たいへんその点は申しわけないと思ひます。しかし、いすれにしても、いま総務長官のほうから、自殺が七十五人とこう出ている。病気を見ますというと、一番多いのがやっぱり総務としてガンとなっておりますが、脳の疾患、それから心臓、それにノイローゼ、こういうのを私は見ますと、それがこの四年間の統計ではありますけれども、年齢別に見るといふと、二十歳から二十四歳が多い。三十五歳から三十九歳が多い。あるいは三十歳から三十四歳が多い。いわば一番働き盛りのところがこの死亡率が多いんです。ですから、私は、公務員の健康管理について、これはいずれ人事院にもお聞きをしなければなりませんし、総務長官の権限の内部だけでは問題にならぬ点もあるでしょう。しかし、いすれにしても、これだけ公務員が年間死んでいく。そのほか、これには公務災害の補償を受けている数字も載つております。これを見ますと、かなりの数字になるわけですが、けがをする者、あるいは死んでいく者、時間がございませんからやめますが、そういう意味で、公務員の健康管理という問題については、相当地私は力点を置いてもらわなければ、特に定員をだんだん減らしていくとあなたの方のお考えでございますから、だんだん労働強化になつていくのですから、この点十分お考えいただきたく思います。

そこで、当初の綱紀爾正の問題でありますがあつともつと私はこまかい点でお聞きしたいと

思つておりましたが、外務大臣が参りましたからこれでやめます。いずれにしても、私は、単に通達が出ただけでこの問題は終わるものでもないし、今度汚職が出たときには、あなたの首が飛びくらいでおさまらない問題だと思います。これは国内政治の上でもたいへん重要な問題だと思いまますから、どうか十分ひとつあらゆる点から検討されて、こういう問題の発生しないように特に要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(八田一朗君) 本件に関する本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(八田一朗君) 外務省設置法の一部を改正する法律案を議題に供します。

先刻に引き続き質疑を行ないます。
速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(八田一朗君) 速記を起こして。
○北村暢君 大臣に、いま綱紀肃正の問題が総務長官と問題になつておつたのですが、私は綱紀肃正の問題は汚職や何かだけじゃないと思うのです。どうも外務省は、最近特に、下田大使の問題、それから牛場次官の問題と、続いているのです。特に外務省の高級官僚が、政府の意思に反するようなこと、あるいは大臣の国会答弁と違つたようなこと、これを平氣で——平氣でというのではありませんが、すぐ出て新聞に報道されているという問題について、「一体綱紀肃正、綱紀肃正」というふれども、汚職だけの問題ではないに思つておられるのか。この点は、特に外務省が多いのかどうなのか知りませんが、問題が出ておりまますね。これに対し、「一体大臣はどう考へておられるのか。これは具体的には私は予算委員会の関係もありますからお伺いしませんけれども、予算委員会では御答弁なさるそなうでありますから、その点はその点でいいと思うのですけれども、一般的な概念の問題として、最近こういう問題がちよくちよく出ておりますけれども、

思つておりましたが、外務大臣が参りましたからこれでやめます。いずれにしても、私は、単に通達が出ただけでこの問題は終わるものでもないし、今度汚職が出たときには、あなたの首が飛びくらいでおさまらない問題だと思います。これは国内政治の上でもたいへん重要な問題だと思いまますから、どうか十分ひとつあらゆる点から検討されて、こういう問題の発生しないように特に要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(八田一朗君) 本件に関する本日の調査はこの程度にとどめます。

お伺いしておきたい。これは一国の外交政策の問題として、下田大使は、最近の言動についてはまあ外務省の指示に従つてやつておられるようですが、これを体して行動してもらわなければなりません。最近しかし、衆参両院を通じて、この種のけれども、衆議院の段階における下田大使の問題についても、これは召喚をするということの問題についての決着であつて、私は下田大使の発言した内容そのものについてはまだ決着ついてないと思つておきます。そういう意味においては、外務大臣の責任の問題なり下田大使自身の責任の問題といふのは一向に解決しないと思うんです。まあ指示に従つて注意しましたとか何とかといふことをしておきました。

○國務大臣(愛知揆一君) 基本的には、仰せのとおり、まことに下田君の発言問題以来、非常に恐縮いたしておるわけでござりますし、私自身の責任として十分責任をとり得るような体制でやつていかなければならぬと、この上ともに注意をしておきたいと思つております。どうも外務省は、最近特に、下田大使の問題、それから牛場次官の問題と、続いているのです。特に外務省の高級官僚が、政府の意思に反するようなこと、あるいは大臣の国会答弁と違つたようなこと、これを平氣で——平氣でというのではありませんが、すぐ出て新聞に報道されているという問題について、「一体綱紀肃正、綱紀肃正」というふれども、汚職だけの問題ではないに思つておられるのか。この点は、特に外務省が多いのかどうなのか知りませんが、問題が出ておりまますね。これに対し、「一体大臣はどう考へておられるのか。これは具体的には私は予算委員会の関係もありますからお伺いしませんけれども、予算委員会では御答弁なさるそなうでありますから、その点はその点でいいと思うのですけれども、一般的な概念の問題として、最近こういう問題がちよくちよく出ておりますけれども、

お伺いしておきたい。これは一国の外交政策の問題として、下田大使は、最近の言動についてはまあ外務省の指示に従つてやつておられるようですが、これを体して行動してもらわなければなりません。最近しかし、衆参両院を通じて、この種の問題については非常におしかりもいただき、またお伺いしておきたい。これは召喚をするということの問題についても、これは召喚をするということの問題についての決着であつて、私は下田大使の発言した内容そのものについてはまだ決着ついてないと思つておきます。そういう意味においては、外務大臣の責任の問題なり下田大使自身の責任の問題といふのは一向に解決しないと思うんです。まあ指示に従つて注意しましたとか何とかといふことをしておきました。

○國務大臣(愛知揆一君) 基本的には、仰せのとおり、まことに下田君の発言問題以来、非常に恐縮いたしておるわけでござりますし、私自身の責任として十分責任をとり得るような体制でやつていかなければならぬと、この上ともに注意をしておきたいと思つております。どうも外務省は、最近特に、下田大使の問題、それから牛場次官の問題と、続いているのです。特に外務省の高級官僚が、政府の意思に反するようなこと、あるいは大臣の国会答弁と違つたようなこと、これを平氣で——平氣でというのではありませんが、すぐ出て新聞に報道されているという問題について、「一体綱紀肃正、綱紀肃正」というふれども、汚職だけの問題ではないに思つておられるのか。この点は、特に外務省が多いのかどうなのか知りませんが、問題が出ておりまますね。これに対し、「一体大臣はどう考へておられるのか。これは具体的には私は予算委員会の関係もありますからお伺いしませんけれども、予算委員会では御答弁なさるそなうでありますから、その点はその点でいいと思うのですけれども、一般的な概念の問題として、最近こういう問題がちよくちよく出ておりますけれども、

せんで、結局それぞの立場における人が良識をもつて、しかも大臣なり総理大臣の訓令といいますが、これを体して行動してもらわなければなりません。最近しかし、衆参両院を通じて、この種の問題については非常におしかりもいただき、またお伺いしておきたい。これは召喚をするということの問題についても、これは召喚をするということの問題についての決着であつて、私は下田大使の発言した内容そのものについてはまだ決着ついてないと思つておきます。そういう意味においては、外務大臣の責任の問題なり下田大使自身の責任の問題といふのは一向に解決しないと思うんです。まあ指示に従つて注意しましたとか何とかといふことをしておきました。

○國務大臣(愛知揆一君) 基本的には、仰せのとおり、まことに下田君の発言問題以来、非常に恐縮いたしておるわけでござりますし、私自身の責任として十分責任をとり得るような体制でやつていかなければならぬと、この上ともに注意をしておきたいと思つております。どうも外務省は、最近特に、下田大使の問題、それから牛場次官の問題と、続いているのです。特に外務省の高級官僚が、政府の意思に反するようなこと、あるいは大臣の国会答弁と違つたようなこと、これを平氣で——平氣でというのではありませんが、すぐ出て新聞に報道されているという問題について、「一体綱紀肃正、綱紀肃正」というふれども、汚職だけの問題ではないに思つておられるのか。この点は、特に外務省が多いのかどうなのか知りませんが、問題が出ておりまますね。これに対し、「一体大臣はどう考へておられるのか。これは具体的には私は予算委員会の関係もありますからお伺いしませんけれども、予算委員会では御答弁なさるそなうでありますから、その点はその点でいいと思うのですけれども、一般的な概念の問題として、最近こういう問題がちよくちよく出ておりますけれども、

おりますけれども、何しろ報道界は、日本だけではなくございませんで、外國記者団との接觸もござりますし、この点が実にむずかしいところでござりますので、その辺のところは大きいに、微力でございますが、これからも努力をいたしたいと思いますが、率直に言つて、足らざるところは、まことに申しわけなく思つております。

○辻村暢君 それじゃ、どうも私は出席率が悪いので非常に不満ですけれども、若干法案の内容についてお伺いしておきたいと思います。なお、先ほどのABM問題について、実はまだやりたいのですけれども、納得したわけではございません、まだ論議ありますけれども、しかし、委員会は内閣委員会で、それが本筋でございませんから、私もさうとですかあられですが、また機会を見てこれはやることにしまして、きょうは若干法案の内容に入つて御質問しておきたいと思います。

まず、改正案の中では、儀典長の新設というものが法案の中心になつてゐるようですが、いま大臣もおっしゃられたように、大臣そのものも今日まで全く国会にくぎづけのよな形でお疲れだといふうに、まあこれはもう理屈抜きに非常に御苦労である。疲れて失言することも出てくるというふうに、そのくらい御同情申し上げますが、そういう意味において、儀典長といふものも何かそういうような趣旨で置かれるようござりますが、大臣直属の儀典長を置かれたのでありますけれども、あと儀典官は官房にそのまま残るわけですね。これの儀典長とあと儀典官とのつながりは一体どういうことになるのか、その点についてまずお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(愛知揆一君) 儀典長につきましては、大体ただいまお話をありましたような趣旨でございます。それから、儀典官が現在三人おりまして、そのうちの一人儀典長といふことがあります——一人儀典長といふことになりますと、いわゆる儀典官は儀典長の部下であると、こういうふうなやり方でやつてまいりたいと思います。

○北村暢君 しかし、組織的には、儀典長だけが必ず直轄になって、他の儀典官は組織的には官房長の指示を受けるような形になつておりますね、儀典長が儀典官を直接指揮をする、こういうふうな御説明のようですが、組織図見ますと、そういうふうであります。どうなんですか、そこの関係は。

○國務大臣(愛知揆一君) 儀典官といふのは、事務としましては、儀典関係の事務が各局にわたっておりますから、そういう各局で分掌しておることを統括する意味で、事務としては官房長の指揮監督のもとに置いてあるわけであります。

それから儀典長は、官房を含めまして各局で行なう「交外上の儀礼に関する事務を統括整理する」ということになつておりますが、儀典官は儀典長の指揮を受けて儀典関係の仕事をする、こういうふうに御理解いただければ、こうだと思います。

○北村暢君 そこでですね、大体この外交上の儀礼に関する事務を取り扱うということですが、この公賓という外國の要人の接遇、接受というのですか、こういうことをされるというのですが、いまお伺いしますと、そういうふうなものの事務関係になつております。まあ相当地位としても高いようにも思ひます。それで、六月九日からは、やはり日本におきましてASPACの第四回閣僚会議がござります。これが九、十、十一日、若干その後残る人もございます。十カ国以上の関係国の閣僚が来日いたします。それから次いで十八日からデンマークの外務大臣が公賓として参ります。これが二十五日まで滞在ですが、それにダブリまして二十三日からインドのガンジー首相が国賓として来日いたしまして、二十八日まで滞在いたしました。それから七月には、日時はつきりきまつておりませんが、あるいは八月にかかるかもしれません、日米貿易経済合同委員会、これがいわゆるアメリカの関係閣僚の来日でございます。七月下旬か八月を一応予定いたしております。それから八月は日韓定期閣僚会議が東京で行なわれます。八月は日韓定期閣僚会議が東京で行なわれます。これが一応一日から五、六日間の予定でございます。

まあ、こういったように、この四月から、四五、六、七、八、その数ヶ月の例を申し上げましたわけですが、まあ実にたいへんなものなんですが、まあ実にたいへんなものなんでございまして、この人たちに快く会談に応じ、かつ日本の国益を十分主張して成果をあげるということのためには、その内容的な問題のハンドリングももちろん一番大事なことではございますが、儀典関係としてもこれは非常に重要な役割りだと存じますから、そういうことで適任者を選びたい。これは具体的な人選は、まだ法律も通つておりませんから、まだ考えが御披露するまでに至つておりませんけれども、そういう角度で適材を選びたい、かよう考

来日いたします。それから、それと若干ダブりますから、これはこちらから出かけるほうでござりますが、五月の初めに行なわれます。それから五月の十一日からASPACの常任委員会が十五日まであります。それから、五月十七日から予定されておりますが、西独のキーリングー総理が公賓として来日いたしまして、二十一日まで滞在いたします。それから、同じく五月の二十七日からは、万博関係の政府代表者会議が京都で行なわれます。これが大体五月一ぱいかかります。それから六月に入りますと、これは私がアメリカへ参りますのは別といたしまして、六月九日からは、やはり日本におきましてASPACの第四回閣僚会議がござります。これが九、十、十一日、若干その後残る人もございます。十カ国以上の関係国の閣僚が来日いたします。それから次いで十八日からデンマークの外務大臣が公賓として参ります。これが二十五日まで滞在ですが、それにダブリまして二十三日からインドのガンジー首相が国賓として来日いたしまして、二十八日まで滞在いたしました。それから七月には、日時はつきりきまつておりませんが、あるいは八月にかかるかもしれません、日米貿易経済合同委員会、これがいわゆるアメリカの関係閣僚の来日でございます。七月下旬か八月を一応予定いたしております。それから八月は日韓定期閣僚会議が東京で行なわれます。八月は日韓定期閣僚会議が東京で行なわれます。これが一応一日から五、六日間の予定でございます。

まあ、こういったように、この四月から、四五、六、七、八、その数ヶ月の例を申し上げましたわけですが、まあ実にたいへんなものなんですが、まあ実にたいへんなものなんでございまして、この人たちに快く会談に応じ、かつ日本の国益を十分主張して成果をあげるということのためには、その内容的な問題のハンドリングももちろん一番大事なことではございますが、儀典関係としてもこれは非常に重要な役割りだと存じますから、そういうことで適任者を選びたい。これは具体的な人選は、まだ法律も通つておりませんから、まだ考えが御披露するまでに至つておりませんけれども、そういう角度で適材を選びたい、かよう考

えております。

○北村暢君 どうも局長クラスの上位くらいでつかないのじゃないですか。大体いま言われました認証官というのを望むというのですが、特命全権大使くらいの人は、認証官に大体値するくらいの何回もやったような人なら、年輩からいつでもそういうような方になるような感じがしますがね。それが局長の上位なら、さっぱりさえないじゃないですか。これはどうなんですか。

○國務大臣(愛知揆一君) ですから、格もできれば認証官ということにしたいのですけれども、外務省はさなきだに特命全権大使というのがみな認証官でございますから、そういう点から申しましても、いまのところは法律職ではつきり格づけをしてもらうというところで一応満足をして、あとは人事のほうでこれは十分ひとつ考えなければなるまいと思つております。将来の問題としては、できれば認証官ということにお願いをしたいと思うのですけれども、そうなると事務次官よりも上位になります。そういう関係も、省内の全体のバランスや統括ということからいいまといかがかと思つましたので、とりあえず今日のところはこういうかつこうで出しましたわけですが、対外的にも、何といいましょうか、外国流に言えば、通称はエンバシー、アンバサダーといつても、名実伴わないわけですけれども、名がそこまでいっておりませんから。しかし、そういう人で、慣行上相当の格式のあるものということに定着するよう運営していくかと思つております。

○北村暢君 これは私は、儀典長ということで、そういう地位の高い人を置くといふのであれば、もっと考えなければならないと思うのですが、外國の例で儀典長に該当するような方はどうなつておるのでですか。相当高い地位にある人がつかれておるのかどうなのか。いま便宜主義で、何かこう局長の上位クラスで、人事でもつてやろうといったって、大体うんと高い人は、おれは局長の上位くらいのところじや行かねえという結果になるん

人といふ意味じやないかといふような感じもしますがね。相当高い人を人事面で運用するといったって、省内の三人のうちの一人といふのだけれども、現在おる人といふ意味じやないかとしようからね。現在おる人ならそれでいいかもしませんけれども、そうじやなしに、相当地位の高い人、それにふさわしい人といふならば、外国の例との関係で、外国では一体——外国といったつていろいろありますようけれども、まあまあ先進国における儀典長といふものははどういう地位にあって、どういう方がなつておられるか。それと比べて、今度できる儀典長といふのは、比較してどういふものなか、国際的に儀典長として認められるようなものなのか、こういう点お伺いしたい。

○國務大臣(雲知接一君) 実は、儀典長の制度というの、むしろ日本が非常におくれておつたよう思います。ですから、ほかにもよく調べてみなければ、まだあるかもしれません、現在はつきりしておりますのは、大きな国というとぐあいが悪いかもしれません、十五カ国の中で十四カ国までは、国際的に主要国と言われるようなランクの国で置いておりますが、試みに例をあげてみますと、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ブラジル、オランダ、それからベルギー、インド、タイといふような国々は、全部相当格式の高い儀典長を置いております。むしろ日本がまあ少しおそきに失したのではないかと思うております。

○山崎昇君 ちょっと関連して。大臣ね、いま、たいへん儀典長といふのは身分の高い人だと、こう言つてますが、説明の資料を私ども見ますといふと、どうもそのようになつてないのでね。「定級二人」のうち、一人(一等級)を新設の儀典長(指定職乙)の職に振り替える。」と、それじや、大臣

の言うように、大臣にかわつてどうだと、証言自由になるような人がするなんていうことにはならないんですね、この説明からいくと。だから私は、やはりこういものを新設するときには、きちっとその職に適当なものを新設をしませんと、何か途中でまた都合が悪くなればかえる、こういう便宜主義ではまずいのではないか。特に、一国を代表して外国のそういう方々を接遇するということを設けられるなら、むしろ私はやはり、いろいろな行政法上の問題もあるでしょうけれども、この機会にやはりきちつとすべきじゃないか、こう思ふのですがね。どうもこの説明と大臣の言つていることとは違うんじゃないですか。

○國務大臣(愛知揆一君) それは違うところがあると御理解いただいてもやむを得ません。それは、先ほども申し上げましたように、いま内閣としてはとにかくいろいろ御審議を願つていてる問題がござりますけれども、とにかく定員はふやさない、予算はふやさない、むしろ定員は減らしたいという基本方針に対しまして、外務省としてのやりたいということをやっていくためには、ある程度やはり政府部内でも妥協ということが必要ではなかろうかと思いますので、私としては、もちろんこれが百点とは申しません、ただ及第点はそれも私も承認せざるを得ません。その点におきましては、私もこれで満足しておるわけではございませんで、妥協の所産でございますから、先ほど申しましたように、人事の上でくふうをこらしたい。そして、いま、御承知のように、ほかの省にございませんが、外務審議官というのは対外的に次官補などということになつておりますが、対外的には次官補などということになつておりますが、外務審議官二人は次官補、デビュティイー・バイス・ミンスターといふ號を使っておりますが、少なくともそれと同格の人を使ふ。それから、相当な大使の経験者であるということを条件にして、本人には場合によれば

○山崎昇君 大臣ね、あなたの気持ちはよくわかりますがね。私は、何か政府部内の妥協とか、そういうことだけでこれは片づかないのじやないですか。単に一等級の人を指定職の乙に切りかえるということは、給与上の扱いを一ランク上げるというだけのことであつて、何もあんた身分上でどうしたわけでもなければ、対外的に何のあれもないですよ。やはり、一等級ということになると、公務員法上の制約が出てくるわけですよ。ですから私は、やっぱりこういう問題は、単に政府部内の妥協だという答弁だけで私ども納得することはとても無理だと思う。ですから、できるならこれはもう一ぺんお考えいただきまして——私ども野党で何でも反対する意味で言つているのじやありませんで、せつかくこういうものをほんとうに外国人の方々に対して日本を代表してやられるというなら、それにふさわしいような制度をつくり、待遇をして、そしてその人が十分に活躍できるような環境をつくらなければ意味がないと思う。これは単に妥協だけで済まされる問題ではあります。給与上の待遇を一ランク上げただけです、この案は。これで、あなたの言う説明は、とても私どもを納得させることはできない。ですから、もう一ぺんひとつ政府部内で御相談願つたほうがいいんじゃないですか。

ものごとに私は妥協がなければ成立はしないと思ひますから、現内閣といたしましては、定員の増加とかあるいは予算の増加とかいうことは極力避け、むしろ減らさなければいけないという基本体制をとっている中で、特に閣議でも相当の議論があつたような問題でございまして、法律職としてここに特定をするということです。まずもってこれである程度の目的は達した、これを補うのに人事をもつてする、これが現在なし得る私としては最善の道でございましたから、これは考慮の余地はございません。この原案で御審議を願いたいと思います。

○北村暢君 先ほどお伺いしたその外国の例といふもの、儀典長を置いていますということを聞いているのじやないのですよ。外国に置かれている儀典長はどういう地位の人で、いま置こうとする儀典長などというふうに違うのか、こういうので、外國も大体指定職の乙くらいの人がやつているのじやないだらうと思うのですよ。そういう内容のことを開きたかったのですよ、外国の例を開かせてくれと言うのは。

○国務大臣(愛知揆一君) それは、各国それぞれの法制なり行政組織なりござりますから、中にはこれに近いようなきめ方をしているところもあるようでございますが、要するにこれは、一つは、対外的に定着して、日本の儀典長といふのは相当な人であると、相当な格も持つていて、こういうことが、その運用の妙を發揮することが大事だと思います。先ほど申しましたように、私の知れる限りでも、だから通称大使、大使とお互いに呼ぶられるような、そういう人がチーフ・オブ・プロトコールとしてつとめておるこれが現在の慣行のようでござります。先ほど申し上げました十四カ国も大体そういう例で、これは大体——大体じやなく全部が、各國ともキャリアの——専門の外交官を置く、そして儀典に明るいこういうことを向いているような適材を起用しておる。これは年齢等にはいろいろ、老齢の人もありましようし、若い人もございましょうが、これは日本もそ

の人たちと対等につき合いでいるような人を選ぶと、いうことが大切なことであるうかと思ひます。○北村暢君 きょうはこの程度にとどめておきます。○委員長(八田一朗君) 本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

三月七日本委員会に左の案件を付託された。

一、公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願(第八七九号)

一、総定員法制定反対等に関する請願(第八八〇号)(第八八一號)

一、国家公務員の定員五パーセント削減計画及び総定員法制定反対等に関する請願(第八八二号)(第八八三号)

一、元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通年金通算等に関する請願(第八八四号)(第八九四号)

一、金し勲章受章者に関する請願(第一〇一六号)

第八七八九号 昭和四十四年二月二十一日受理

公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願

請願者 秋田県大曲市福住町三ノ一四全農

雄外千八十四名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第六六四号と同じである。

第八八二号 昭和四十四年二月二十一日受理

国家公務員の定員五パーセント削減計画及び総定員法制定反対等に関する請願

請願者 長崎県佐世保市大野町二一〇 小

方隆夫外千九十六名

紹介議員 濑谷 英行君

この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第八八三号 昭和四十四年二月二十一日受理

国家公務員の定員五パーセント削減計画及び総定員法制定反対等に関する請願

請願者 鹿児島市鴨池町一、九〇八 中村

幸雄外四名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第八八四号 昭和四十四年二月二十一日受理

公務員の定員五パーセント削減計画及び総定員法制定反対等に関する請願

請願者 宮城県仙台市中町北区一〇二満

鉄関係恩給法改正期成同盟東北支

算等に関する請願

の人の対等につき合いでいるような人を選ぶと、いうことが大切なことであるうかと思ひます。○北村暢君 きょうはこの程度にとどめておきます。○委員長(八田一朗君) 本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

うに措置すること。

五、公務員労働者にすみやかにスト権をかえし、労働基本法を保障すること。

六、欠員補充、臨時職員の定員化、必要な人員の増、労働密度の緩和、労働時間の短縮等労働条件の改善をおこなうこと並びに退職勧奨の強制をやめる措置を講ずること。

第八八四号 昭和四十四年二月二十一日受理

元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願(三通)

請願者 東京都小平市学園西町一、二四二

安部慎一外二名

暢君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第八八〇号 昭和四十四年二月二十一日受理

総定員法制定反対等に関する請願

請願者 大阪市城東区古市大通三ノ二五

増田敏郎外二百十六名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六六四号と同じである。

第八八一号 昭和四十四年二月二十一日受理

総定員法制定反対等に関する請願

請願者 石川県金沢市本多町一ノ一二ノ一

中田敏雄外五千七百八十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第八八二号 昭和四十四年二月二十一日受理

金し勲章受章者に関する請願(十二通)

請願者 島根県大田市川合町川合一、二八

一ノ一大谷一江外十一名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第八八三号 昭和四十四年二月二十一日受理

普通恩給権を得て滿州國等外國政府職員と

なつた者の在職年通算に関し差別取扱い廃止

に関する請願(第一一三七号)

一、非核武装決議に関する請願(第一一四六号)

一、金し勲章受章者に関する請願(第一一二五七号)

第一一三七号 昭和四十四年二月二十八日受理

普通恩給権を得て滿州國等外國政府職員となつた者の在職年通算に関し差別取扱い廃止に関する請願

請願者 茨城県下妻市大字堀籠一、三七一

名和督智

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

普通恩給年限に達してから、満州国等外國政府職員になつたという理由だけでこれを区別し、その実在職年を恩給年数に通算しないことは、憲法に保障された個人の基本的人権を侵害する取扱いであるから、このよろな差別制限規定をすみやかに廃止されたい。

理由

昭和四十三年三月、恩給審議会の答申にも、「普通恩給権を持つて外國政府職員となつたかどうかによって、通算をするものとしないものとに区別取扱いをすることは適当でない」と、のべられてる。(資料添付)

第一一四六号 昭和四十四年三月一日受理

非核武装決議に関する請願

請願者 西村隆作

紹介議員 郡 祐一君

田中寿美子君

阿喜子外六百三十一名

東京都杉並区上荻窪一ノ九二 岩

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第一一五七号 昭和四十四年三月六日受理

金し勲章受章者に関する請願

請願者 茨城県水戸市常磐町二ノ三ノ二二

西村隆作

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

三月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件付託された。

一、行政機関の職員に関する法律案
一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

行政機関の職員の定員に関する法律案

(定員の総数の最高限度)
内閣の機関(内閣官房、内閣法制局及び国防会議事務局をいう。以下同じ。)並びに総理府及び各省の所掌事務を遂行するため恒常的

に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の

定員の総数の最高限度は、五十万六千五百七十

人とする。

2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。

一 國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第三項第一号、第二号及び第四号

から第八号までに掲げる職員並びに同項第九号に掲げる職員のうち常勤の職員

二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長

及び侍従次長

三 自衛官

四 国の經營する企業に勤務する職員の給与等

に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十号)第五条に規定する常勤の職員

(総理府及び各省等の定員)

第二条 内閣の機関並びに総理府及び各省の前条

第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

第三条 第一条第二項第四号に掲げる職員の定員は、國の經營する企業ごとに、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(内閣法の一部改正)

2 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二に次の二項を加える。

6 内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、改令で定める。

第十六条を次のように改める。

(内閣法の一部改正)

3 内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二条)の一部を次のように改正する。

(国防会議の構成等に関する法律の一部改正)

4 国防会議の構成等に関する法律(昭和三十一一年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

する。

第八条第六項を削る。

(国家行政組織法の一部改正)

5 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十二条第二項及び第二十二条の二を削る。

第二十二条第三項及び第二十二条の二を削る。

6 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十二条」に改める。

6 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条を削る。

附則第六項を削る。

(沖縄島那霸に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法の一部改正)

7 沖縄島那霸に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法(昭和四十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

8 第四条中「行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十三年法律第七号)」を「行政機関の職員の定員に関する(昭和四十三年法律第七号)」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

9 第三十五条の八を削る。

(警察法の一部改正)

10 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

11 首都圈整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項を削る。

(官内庁法の一部改正)

12 宮内庁法(昭和三十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十一条を削る。

(行政管理庁設置法の一部改正)

13 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

(北海道開拓法の一部改正)

14 北海道開拓法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条を削る。

(防衛庁設置法の一部改正)

15 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「(自衛官の定数)」に改め、同条第一項及び第三項を削り、同条第二項中「前項の本庁の定員のうち」を削り、同項を同条とする。

16 第三十八条第二項中「第七条第一項に規定する職員」を「防衛庁の職員」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

17 第二条第五項を次のように改める。

5 この法律において「隊員」とは、防衛庁の職員で、長官、防衛政務次官、防衛施設庁の総務部に置かれる調停官、防衛施設庁の労務部に勤務する職員並びに中央調達不動産審議会、被害者給付金審査会及び地方調達不動産審議会の委員以外のものをいうものとする。

昭和四十四年三月二十五日印刷

昭和四十四年三月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局